

◆利用できる町内在宅サービス

サービス	地域	事業所名	利用者定員	営業日	営業時間	住所	電話番号(有線)
通所系サービス	仁多	奥出雲介護老人保健施設	40名	月～金	9:30～16:00	三成228-3	54-2060(31)
		デイサービス奥出雲 ふるさとの杜	12名	月～土	9:15～16:30	三沢927-58	54-0050(36)
		仁多デイサービスセンター	休止				
	横田	デイサービスセンターにこにこ	18名	月～金	9:30～16:40	稲原57-1	52-2566(20)
		デイサービスセンターほのぼの	18名	月～土	9:30～16:40	稲原57-6	52-2572(20)
デイサービスよこたの郷		15名	月～金	9:15～16:20	下横田27-1	52-9866(20-0896)	
デイサービスセンターさんさん		10名	月～土	9:25～16:00	横田1009-6	52-2812(20)	
		デイサービス奥出雲 ふるさとの家	10名	月～土	9:15～16:30	下横田893	52-2371
訪問系サービス	仁多	奥出雲訪問看護ステーションにた	-	月～金	8:30～17:15	三成1622-2	54-2000(31)
		奥出雲病院 訪問リハビリテーション	-	月～金	8:30～17:15	三成1622-1	54-2785
		奥出雲病院 訪問栄養	-	月～金	8:30～17:15	三成1622-1	54-2770
		仁多ヘルパーステーション	-	月～金(土日状況により)	8:30～17:30	三成226	54-2200(31)
	横田	ヘルパーステーションたんぼぼ	-	月～金(土日状況により)	8:30～17:30	稲原57-6	52-2940(20)
泊まり系サービス(短期入所)	仁多	特別養護老人ホーム あいサンホーム	空きベッド利用	365日/年	24時間	上阿井424-1	56-0081(62)
		奥出雲介護老人保健施設	空きベッド利用	365日/年	24時間	三成228-3	54-2060(31)
		奥出雲病院介護医療院	空きベッド利用	365日/年	24時間	三成1622-1	54-2774
	横田	特別養護老人ホームむらくも苑	11床	365日/年	24時間	稲原57-1	52-2567(20)
		まほろばの郷さんさん	12床	365日/年	24時間	横田1010-3	52-2811(20)
泊まり訪問	仁多	小規模多機能型居宅介護事業所 ふるさと 風の家	29名	365日/年	24時間	三沢927-58	54-9230
基準緩和通所型サービス	仁多	健康塾	11名	水・金	9:30～15:30	奥出雲介護老人保健施設	54-2200(31)
		通所型サービスねむの会	20名	火・金	10:30～15:00	ふれあいプラザ別館	52-2566(20)
	横田	ひかりサロンよこたの郷	12名	月・火・水・木	10:30～13:30	よこた蔵市	52-3318(20)
		緩和型デイサービス奥出雲	10名	火	10:00～12:00	永生クリニックリハビリ室	54-9230

【上記以外のサービス】 ※一部、認定が必要ないものも含まれています。

- 福祉用具貸与・購入(日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルや購入できるサービス)
- 小規模な住宅改修(手すりの取り付けや段差解消等を行った時、20万円を上限に助成)

内容	特記事項
食事・入浴等の日常生活の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを施設に通って日帰りで実施	要支援1～2、要介護1～5の方が対象
認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで提供	中等度以上の認知の方(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上)が対象
食事・入浴等の日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を施設に通って日帰りで実施	基本チェックリストでサービス事業対象者と判定された方、要支援1～2、要介護1～5の方が対象 
医師の指導のもと、看護師などが自宅を訪問して療養上の世話や助言を行う。	365日・24時間対応可(緊急時や特別な管理を必要とする場合加算あり)
理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、運動や動作練習等を行います。また、必要に応じて福祉用具の提案や介助方法の説明を行う。	要支援1～2、要介護1～5の方が対象。介護認定を受けておられない方は、医療保険での利用も可能。訪問リハビリを利用される際は、奥出雲病院の医師の診察が必要
管理栄養士が自宅に訪問し、食生活や栄養に関する様々な相談に対応	要支援1～2、要介護1～5の方が対象。介護保険のない方は、医療保険でのサービス利用可
ホームヘルパーが自宅を訪問し、日常生活の手助けとして身体介護(食事や入浴の介助、オムツの交換、排泄の介助等)や生活援助(調理、掃除、洗濯、買い物等)を実施	基本チェックリストでサービス事業対象者と判定された方、要支援1～2、要介護1～5の方が対象
短期間入所して、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練などを提供	要支援1～2、要介護1～5の方が対象 
短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを提供	
短期間入所して、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練などを提供	
必要に応じて、日帰り・泊まり・訪問をし、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を提供	要支援1～2、要介護1～5の方が対象
健康確認、機能訓練、生活相談や栄養改善・口腔機能向上のための支援を施設に通って日帰りで実施	基本チェックリストでサービス事業対象者と判定された方、要支援1～2の方が対象

- 居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業(要介護3・4・5の方が居宅サービスの支給限度額を超えてサービスを利用しなければ、日常生活が困難な場合に限り支給。認知症により頻回のサービスが必要な場合、要介護2も適用)